

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(第一条関係)

第二 定義

この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいうこと。

(第二条関係)

第三 性別の取扱いの変更の審判

- 1 家庭裁判所は、性同一性障害者であって次の から までのいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができること。

二十歳以上であること。

現に婚姻をしていないこと。

現に子がいないこと。

生殖腺せんがないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

- 2 1の請求をするには、1の性同一性障害者に係る第二の診断の結果並びに治療の経過及び結果その他の厚生労働省令で定める事項が記載された医師の診断書を提出しなければならないこと。

(第三条関係)

第四 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

- 1 性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、民法その他の法令の規定の適用については、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなすこと。
- 2 1は、法律に別段の定めがある場合を除き、性別の取扱いの変更の審判前に生じた身分関係及び権利義務に影響を及ぼすものではないこと。

(第四条関係)

第五 家事審判法の適用

性別の取扱いの変更の審判は、家事審判法の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなすこと。

(第五条関係)

第六 検討

性別の取扱いの変更の審判の請求をすることができる性同一性障害者の範囲その他性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、性同一性障害者等を取り巻く社会的環境の変化等を勘案して検討が加えられ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(附則第二項関係)

第七 戸籍法の一部改正

性別の取扱いの変更の審判があった場合において、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者の戸籍に在る者又は在った者が他にあるときは、当該性別の取扱いの変更の審判を受けた者について新戸籍を編製すること。

(附則第四項関係)

第八 その他

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を設けること。

(附則第一項及び第三項関係)